

株式取扱規則

LINE ヤフー株式会社

第1章 総則

第1条（目的）

当社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という）が定めるところによるほか、定款の定めに基づき本規則の定めるところによる。

第2条（株主名簿管理人）

当社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

第3条（株主名簿への記録）

1. 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等、機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という）を除く）により行うものとする。
2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

第4条（株主名簿記載事項に係る届出）

株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。ただし、前条第2項に定める場合はこの限りでない。

第5条（法人株主の代表者）

法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等

および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。ただし、第3条第2項に定める場合はこの限りでない。

第6条（共有株主の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。ただし、第3条第2項に定める場合はこの限りでない。

第7条（法定代理人）

株主等の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。ただし、第3条第2項に定める場合はこの限りでない。

第8条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。ただし、第3条第2項に定める場合はこの限りでない。

第9条（その他の届出）

1. 第4条から前条までに規定する届出のほか、当社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を通じて届け出るものとする。ただし、第3条第2項に定める場合はこの限りでない。
2. 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第10条（機構経由の確認方法）

当社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第11条（新株予約権原簿への記録等）

1. 新株予約権原簿への記録等は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。
2. 前項について定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができるも

のとする。

第3章 書面交付請求および異議申述

第12条（書面交付請求および異議申述）

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第4章 株主確認

第13条（株主確認）

1. 株主（個別株主通知を行った株主を含む）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という）を添付し、または提供するものとする。ただし、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
2. 当社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第5章 株主権行使の手続き

第14条（少数株主権等）

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名または記名押印した書面により行うものとする。

第15条（単元未満株式の買取請求の方法）

単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等

および機構を通じて行うものとする。

第16条（買取価格の決定）

1. 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第17条（買取代金の支払）

1. 当社は、前条により算出された買取価格から第27条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。
2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第18条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第19条（単元未満株式の買増請求の方法）

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

第20条（自己株式の残高を超える買増請求）

同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第21条（買増請求の効力発生日）

買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第22条（買増価格の決定）

1. 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第23条（買増株式の移転）

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第27条に定める手数料を加算した金額が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第24条（買増請求の受付停止期間）

1. 当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。
 - (1) 3月31日
 - (2) 9月30日
 - (3) その他機構が定める株主確定日等
2. 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第25条（株主提案議案の株主総会参考書類）

第14条に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

- (1) 提案の理由
各議案ごとに400字
- (2) 取締役、監査等委員および会計監査人の選任に関する事項
各候補者ごとに400字

第6章 特別口座の特例

第26条（特別口座の特例）

特別口座の開設を受けた株主等の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところに

よるものとする。

第7章 手数料

第27条（手数料）

1. 当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。
2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第8章 規則の管理および改廃

第28条（規則の改廃）

本規則の改定は、社長が決定しこれを行うものとする。

第29条（施行）

本規則は1996年12月27日より施行する。

第30条（改廃事務）

本規則の改廃事務等を行う所管部門はコーポレート・ガバナンスを所管する部門とする。

1997年10月31日改定

1998年6月24日改定

2001年10月10日改定

2001年12月19日改定

2002年9月10日改定

2003年4月1日改定

2003年6月20日改定

2003年10月28日改定

2004年6月29日改定

2005年10月1日改定

2006年7月21日改定

2009年1月5日改定

2013 年 10 月 1 日改定

2016 年 4 月 1 日改定

2016 年 6 月 21 日改定

2019 年 10 月 1 日改定

2022 年 8 月 19 日改定

2023 年 4 月 1 日改定

2023 年 10 月 1 日改定